令和７年第２回定例会議案説明資料

１　議案第７１号　令和７年度千葉市一般会計補正予算（第１号）……………………Ｐ　２

２　議案第６９号　専決処分について
（千葉市市税条例の一部改正）（令和７年３月３１日）………Ｐ　３

３　議案第７３号　千葉市市税条例の一部改正について…………………………………Ｐ　６

４　議案第７０号　専決処分について
（議決事件の一部変更（千葉市新庁舎整備工事に係る工事請負契約））
（令和７年３月１９日）………………………………………………Ｐ１２

５　議案第８９号　工事請負契約について
（千葉中央コミュニティセンター減築大規模改修工事）………Ｐ１３

【議案第７１号】

令和７年度千葉市一般会計補正予算（第１号）

（歳入歳出予算の補正）　P1

第1条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,263,975千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ553,463,975千円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳入歳出補正予算事項別明細書

（歳入）　（千円）

款・項・目・説明	補正額	充当事業等	予算書P
款17　分担金及び負担金　項1　負担金	△ 142,705		P9
目1　民生費負担金	△ 142,705		
1　保育所保育費負担金	△ 142,705	(財源更正(民間保育園等運営費))	
款18　使用料及び手数料　項1　使用料	△ 76,927		
目2　民生使用料	△ 76,927		
1　公立保育所使用料	△ 76,927	(財源更正(公立保育所管理運営費))	
款19　国庫支出金　項2　国庫補助金	21,500		
目3　民生費国庫補助金	1,500		
1　地域生活支援事業費収入	1,500	・障害者コミュニケーション支援事業費	
目4　衛生費国庫補助金	20,000		
1　子ども・子育て支援交付金収入	20,000	・妊娠出産包括支援事業費	
款20　県支出金　項2　県補助金	10,501		P10
目3　民生費県補助金	453		
1　地域生活支援事業費収入	453	・障害者コミュニケーション支援事業費	
目4　衛生費県補助金	10,048		
1　予防接種事故調査費収入	48	・新型コロナウイルスワクチン定期接種事業費	
2　子ども・子育て支援交付金収入	10,000	・妊娠出産包括支援事業費	
款21　財産収入　項1　財産運用収入	17,325		
目3　基金運用収入	17,325		
1　新日本建設・金綱一男 こども若者育英基金収入	17,325	・新日本建設・金綱一男こども若者育英基金積立金	
款22　寄附金　項1　寄附金	1,500,000		P11
目4　民生費寄附金	1,500,000		
1　新日本建設・金綱一男 こども若者育英基金寄附金	1,500,000	・新日本建設・金綱一男こども若者育英基金積立金	
款23　繰入金　項1　基金繰入金	6,800		
目7　地域環境保全基金繰入金	6,800		
1　地域環境保全基金繰入金 (森林環境譲与税)	6,800	・千葉城さくら祭り千葉開府900年連携イベント 開催負担金	
款24　繰越金　項1　繰越金	927,478		
目1　繰越金	927,478		
1　前年度繰越金	927,478	(令和6年度実質収支見込額を活用)	
款25　諸収入　項5　雑入	3		
目3　雑入	3		P12
1　雇用保険料被保険者負担金収入	3	・会計年度任用職員人件費 (新型コロナウイルスワクチン定期接種事業関係)	

議案第69号　専決処分について（千葉市市税条例の一部改正）
（令和7年3月31日）

1　趣旨

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和７年法律第７号。以下「改正法」という。）により地方税法等が改正され、軽自動車税種別割の新たな税率区分が設定されたことから、専決処分により市税条例の改正を行ったものである。

2　専決処分を行った理由

改正法の公布日が令和７年３月３１日であったことから、市税条例の改正には時間的余裕がなかったため、地方自治法第１７９条第１項に基づき、同日の専決処分により対応したものである。

3　改正内容

（１）　原動機付自転車における車両区分の改正に伴う同区分に係る軽自動車税の見直し（条例第３０条）

ア　地方税法の改正内容（令和７年４月１日施行）

大気環境保護と国際基準調和の観点から導入される新たな排ガス規制に適合した「最高出力を4.0kW（50cc相当）以下に制御した総排気量125cc以下の二輪車」について、軽自動車税種別割の新たな区分が設定され、その標準税率を、既存の50cc以下の原動機付自転車と同じ2,000円／年とすることとされた。

イ　市税条例の改正内容

地方税法の改正に合わせ、原動機付自転車のうち、二輪のもので、総排気量が125cc以下かつ最高出力が4.0kW以下のものに係る軽自動車税種別割の税率について、既存の他の区分と同様に標準税率を採用し、2,000円／年とする。

税率区分（二輪の原動機付自転車）	
総排気量、定格出力又は最高出力	税率
50cc以下又は定格出力が0.6kW以下	2,000円／年
50cc超90cc以下又は定格出力が0.6kWを超え、0.8kW以下	2,000円／年
125cc以下かつ最高出力が4.0kW以下（新たに追加）	**2,000円／年**
90cc超125cc以下又は定格出力が0.8kW超	2,400円／年

千葉市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月３１日

千葉市長　神　谷　俊　一

千葉市条例第２８号

千葉市市税条例の一部を改正する条例

千葉市市税条例（昭和４９年千葉市条例第６号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（種別割の税率） 第３０条　次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、１台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 （１）原動機付自転車 ア　総排気量が０．０５リットル以下のもの又は定格出力が０．６キロワット以下のもの（エ　　　に掲げるものを除く。）　年額　２，０００円 イ　２輪のもので、総排気量が０．０５リットルを超え、０．０９リットル以下のもの又は定格出力が０．６キロワットを超え、０．８キロワット以下のもの　年額　２，０００円 ［新設］ ウ　２輪のもので、総排気量が０．０９リットルを超えるもの又は定格出力が０．８キロワットを超えるもの　年額　２，４００円 エ［略］ （２）～（４）［略］	（種別割の税率） 第３０条　次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、１台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 （１）原動機付自転車 ア　総排気量が０．０５リットル以下のもの又は定格出力が０．６キロワット以下のもの（**ウ及びオ**に掲げるものを除く。）　年額　２，０００円 イ　２輪のもので、総排気量が０．０５リットルを超え、０．０９リットル以下のもの**（ウに掲げるものを除く。）**又は定格出力が０．６キロワットを超え、０．８キロワット以下のもの　年額　２，０００円 **ウ　２輪のもので、総排気量が０．１２５リットル以下かつ最高出力が４．０キロワット以下のもの　年額　２，０００円** **エ**　２輪のもので、総排気量が０．０９リットルを超えるもの**（ウに掲げるものを除く。）**又は定格出力が０．８キロワットを超えるもの　年額　２，４００円 **オ**［略］ （２）～（４）［略］

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第２条　この条例による改正後の第３０条第１号の規定は、令和７年度

以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和６年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

財政局税務部税制課

議案書 P13

議案第73号　千葉市市税条例の一部改正について

1　趣旨

令和７年度税制改正による特定親族特別控除の創設に伴い、所要の改正を行うほか、規定を整備する。

2　改正内容

（１）１９歳以上２３歳未満の子等に関する「特定親族特別控除」の創設（第１５条）

ア　地方税法の改正内容

就業調整対策の観点から、大学生年代の子等（※）について、合計所得９５万円（給与収入１６０万円）までは特定扶養控除と同額の４５万円を控除するとともに、合計所得９５万円を超えた場合でも控除額が段階的に逓減する仕組み「特定親族特別控除」が新たに創設された。

（※）納税義務者と生計を一にする年齢１９歳以上２３歳未満の配偶者以外の親族及び里親に委託された児童

<table>
<tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">親族等の合計所得金額</th><th colspan="2">控除額</th></tr>
<tr><th>現行</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td rowspan="2">特定扶養控除</td><td>～48万円</td><td>45万円</td><td rowspan="2">45万円</td></tr>
<tr><td>48万円超～58万円</td><td rowspan="8">0円</td></tr>
<tr><td rowspan="7">特定親族特別控除</td><td>58万円超～95万円</td><td>45万円</td></tr>
<tr><td>95万円超～100万円</td><td>41万円</td></tr>
<tr><td>100万円超～105万円</td><td>31万円</td></tr>
<tr><td>105万円超～110万円</td><td>21万円</td></tr>
<tr><td>110万円超～115万円</td><td>11万円</td></tr>
<tr><td>115万円超～120万円</td><td>6万円</td></tr>
<tr><td>120万円超～123万円</td><td>3万円</td></tr>
</table>

＊令和８年度本市影響額見込み▲０．２億円

イ　市税条例の改正（案）

公的年金等に係る所得のみの者が各種の控除を受けようとする場合は、個人市民税の申告書の提出が必要であり、その項目の中に特定親族特別控除が加わったことから所要の改正を行う。

ウ　施行期日

令和８年１月１日

（２）引用条項の項ずれ等に伴う規定の整備

ア　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正（第３条の３）※公布日施行

イ　所得税法の一部改正（第１４条の３）※公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年１月１日

ウ　地方税法の一部改正（附則第５条及び附則第９条の２）※公布日施行

議案第７３号

千葉市市税条例の一部改正について

千葉市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和７年６月５日提出

千葉市長　神　谷　俊　一

千葉市条例第　　号

千葉市市税条例の一部を改正する条例

千葉市市税条例（昭和４９年千葉市条例第６号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（徴収猶予の申請手続等） 第３条の３　徴収の猶予（法第１５条第１項の規定によるものに限る。）の申請をしようとする者は、住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）<u>**第２条第１５項**</u>に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）のほか、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。 （１）～（６）［略］ ２～７［略］	（徴収猶予の申請手続等） 第３条の３　徴収の猶予（法第１５条第１項の規定によるものに限る。）の申請をしようとする者は、住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）<u>**第２条第１６項**</u>に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）のほか、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。 （１）～（６）［略］ ２～７［略］
（寄附金税額控除の対象となる寄附金） 第１４条の３　法第３１４条の７第１項第３号に規定する条例で定める寄附金は、次に掲げる寄附金とする。 （１）［略］ <u>**（２）所得税法第７８条第３項に規定する特定公益信託（千葉県知事又は千葉県教育委員会が主務官庁の権限に属する事務を行う公益信託で市内に受益が及ぶものに限る。）の信託財産とするために支出した金銭であって、同項の規**</u>	（寄附金税額控除の対象となる寄附金） 第１４条の３　法第３１４条の７第１項第３号に規定する条例で定める寄附金は、次に掲げる寄附金とする。 （１）［略］ <u>**（２）所得税法第７８条第２項第４号に掲げる寄附金のうち、公益信託に関する法律（令和６年法律第３０号）第６条又は附則第４条第１項の規定により千葉県知事の認可を受けた同法第２条第１項第１号に規定する公益信託（市内**</u>

定により特定寄附金（同条第２項に規定する特定寄附金をいう。次号において同じ。）とみなされるもの （３）［略］ ２［略］ （市民税の申告） 第１５条　第１０条第１号に掲げる者は、３月１５日までに、法第３１７条の２第１項各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第３１７条の６第１項又は第４項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から１月１日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第４８条の９の７で定めるものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の法第３１４条の２第１項第１０号の２に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）**若しくは**法第３１４条の２第４項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第３１３条第８項に規定する純損失の金額の控除、同条第９項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは法第３１４条の７第１項及び第１１項の規定により控除すべき金額の控除を受けようとするものを除く。）及び前年の合計所得金額が４５万	**に受益が及ぶものに限る。）の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金** （３）［略］ ２［略］ （市民税の申告） 第１５条　第１０条第１号に掲げる者は、３月１５日までに、法第３１７条の２第１項各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第３１７条の６第１項又は第４項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から１月１日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第４８条の９の７で定めるものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の法第３１４条の２第１項第１０号の２に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）**、**法第３１４条の２第４項に規定する扶養控除額**若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第１２号に規定する特定親族をいう。）（前年の合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）**の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第３１３条第８項に規定する純損失の金額の控除、同条第９項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは法第３１４条の７第１項及び第１１項の規定により控除すべき金額の控除を受けようとするものを除く。）及び前年の合計所得金額が４５万

円以下の者については、この限りでない。 ２～４［略］ 附　則 （固定資産税及び都市計画税の課税標準及び税額の特例） 第５条［略］ ２～10［略］ 11　法附則**第１５条第３８項**に規定する条例で定める割合は、３分の１とする。 12　法附則**第１５条第４１項**に規定する条例で定める割合は、３分の１とする。 13・14［略］ **（特定マンションに係る区分所有に係る家屋に対して課する固定資産税の減額）** **第９条の２　法附則第１５条の９の３第１項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１７項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。** **（１）納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）** **（２）家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積** **（３）家屋の建築年月日及び登記年月日** **（４）当該工事が完了した年月日** **（５）当該工事が完了した日から３月を経過した後に申告書を提出する場合には、３月以内に提出することができなかった理由** **第９条の３**・**第９条の４**［略］	円以下の者については、この限りでない。 ２～４［略］ 附　則 （固定資産税及び都市計画税の課税標準及び税額の特例） 第５条［略］ ２～10［略］ 11　法附則**第１５条第３７項**に規定する条例で定める割合は、３分の１とする。 12　法附則**第１５条第４０項**に規定する条例で定める割合は、３分の１とする。 13・14［略］ ［削る］ **第９条の２**・**第９条の３**［略］

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和８年１月１日から施行する。ただし、第３条

の３並びに附則第５条第１１項及び第１２項の改正規定並びに附則第９条の２を削り、附則第９条の３を附則第９条の２とし、附則第９条の４を附則第９条の３とする改正規定は公布の日から、第１４条の３第１項第２号の改正規定は地方税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４号）附則第１条第１１号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第２条　所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）附則第３条第１項の規定の適用がある場合におけるこの条例による改正後の千葉市市税条例（以下「新条例」という。）第１４条の３第１項（第２号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「のうち、」とあるのは「のうち」と、「関連する寄附金」とあるのは「関連する寄附金又は所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）附則第３条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第１条の規定による改正前の所得税法第７８条第３項に規定する特定公益信託（千葉県知事又は千葉県教育委員会が主務官庁の権限に属する事務を行う公益信託で市内に受益が及ぶものに限る。）の信託財産とするために支出した金銭であって、同項の規定により特定寄附金とみなされるもの」とする。

２　新条例第１５条第１項ただし書の規定は、令和８年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和７年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

３　令和８年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第１５条第１項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第１２号に規定する特定親族をいう。）（前年の合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

（資産経営部　管財課）

議案書 P4

【議案第７０号】

専決処分について（議決事件の一部変更（千葉市新庁舎整備工事に係る工事請負契約））
（令和７年３月１９日）

1　趣旨

千葉市新庁舎整備工事について、インフレスライド条項の適用や地中埋設物の撤去、工事間流用土の受入れにより、契約金額の変更が必要となったことから、専決処分により変更契約の締結を行ったものである。なお、予算については令和７年第 1 回定例会にて、令和６年度一般会計補正予算を議決済みである。

2　専決処分を行った理由

契約金額が３億円以上の工事請負契約については議会の議決に付すべき契約となるが、当該工事の工期が令和７年４月３０日までであり、工期の到来前に契約を変更する必要があったことから、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、令和７年３月１９日に専決処分により対応したものである。

3　工事請負契約の概要

（１）工事名称　　千葉市新庁舎整備工事
（２）工事概要　　建築・各種設備工事等一式、実施設計業務一式、工事監理業務一式
（３）契約方法　　一般競争入札（総合評価落札方式）
（４）請 負 者　　大成・鵜沢建設共同企業体
（５）工　　期　　平成 31 年３月７日から令和７年４月 30 日まで

4　契約金額

【変更前】　27,357,254,000 円（令和６年６月 21 日議決）
【変更後】　27,420,192,000 円（変更金額 62,938,000 円）（令和７年３月 19 日専決処分）
※参考　原　契　約　24,942,600,000 円（平成 31 年３月６日議決）
　　　　１回目変更　26,238,048,000 円（令和２年３月 16 日議決）
　　　　２回目変更　26,779,315,100 円（令和４年 12 月 16 日議決）
　　　　３回目変更　26,958,201,500 円（令和５年 12 月 18 日議決）

5　変更内容

項目	内容	金額
(1) インフレスライド	物価上昇に伴うインフレスライド条項の適用により増額	＋68,101 千円
(2) 地中埋設物の撤去	外構工事において、アスファルト等の埋設物が発見されたため撤去費を増額	＋11,794 千円
(3) 工事間流用土の受入れ	旧庁舎跡地の埋戻しについて、他公共工事の発生土受入れにより購入土砂量が減少したため減額	△16,957 千円
合計		＋62,938 千円

【議案第８９号】

議案書 P86

工事契約議案について
（工事請負契約について（千葉中央コミュニティセンター減築大規模改修工事））

１　趣旨

千葉中央コミュニティセンター減築大規模改修工事を行うための工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき、議決を求めるもの。

２　工事請負契約の概要

（１）工事名称　千葉中央コミュニティセンター減築大規模改修工事
（２）施工場所　千葉市中央区千葉港２番１号
（３）工事概要
　ア　減築解体工事一式
　イ　外部・躯体改修工事一式
　ウ　内部改修工事一式
　エ　電気設備工事一式
　オ　機械設備工事一式
　カ　昇降機設備工事一式
（４）施設概要
　ア　敷地面積　８，２４４㎡
　イ　延床面積　（改修前）５１，８０１㎡
　　　　　　　　（改修後）３２，８３２㎡
　ウ　構　　造　鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
　エ　階　　数　（改修前）地上１０階地下３階
　　　　　　　　（改修後）地上４階地下３階
　オ　高　　さ　（改修前）４３．３ｍ
　　　　　　　　（改修後）２７．７ｍ

３　契約方法

随意契約（ＥＣＩ方式）

４　契約金額

２１，０９６，５７０，０００円

５　工期

契約締結日の翌日から令和１０年１月３１日まで

6　請負者

千葉市中央区新町１０００番地
大成建設株式会社千葉支店
執行役員支店長　廣瀬　淳一

7　公募型プロポーザルによる技術協力者の選定

実施設計段階で施工者の技術協力を得るため、令和５年９月に簡易公募型プロポーザルにより技術協力者を公募し、選定委員会において、応募者から提出された技術提案書およびＶＥ提案書などを、「実績」「技術提案」および「価格」の観点で評価した。

審査の結果、全国的にも事例の少ない減築工事や、本事業と同様のＥＣＩ方式による技術協力業務の実績を有していること、さらに、周辺住民の生活環境の維持に有効な工法や、築 50 年を経過した建物の品質確認・品質向上および長寿命化に資する提案が高く評価されたことから、大成建設株式会社千葉支店を最優秀提案事業者として選定した。

技術協力業務は令和６年２月から開始した。

8　請負者決定までの手続き

令和５年　５月	実施設計開始
令和５年　９月	ＥＣＩ方式における技術協力者の公募
令和６年　２月	施工予定者選定
	技術協力開始
令和７年　２月	予算案可決
令和７年　３月	実施設計完了
令和７年　５月	見積合せの実施、請負者決定

9　今後の予定

令和７年　６月	第２回定例会で可決を得られた場合、本契約締結
	減築大規模改修工事着工
令和１０年１月	竣工
令和１０年４月	供用開始

供用開始後は、コミュニティセンター（プール含む）、シルバー人材センター等を配置し、公共公用利用する予定。